

北青葉台自治会会則

昭和45年6月14日制定 昭和47年3月26日改定 昭和48年3月25日改定 昭和52年6月20日改定
昭和54年5月20日改定 昭和57年10月24日改定 昭和61年2月23日改定 平成7年2月12日改定
平成11年2月13日改定 平成12年1月29日改定 平成13年2月1日改定 平成14年2月3日改定
平成15年11月16日改定 平成17年2月16日改定 平成18年2月12日改定 平成21年3月15日改定
平成22年12月12日改定 平成25年2月3日改定 平成27年1月11日改定 平成28年6月5日改定
平成30年1月7日改定 平成30年2月20日改定 令和5年2月5日改定

第 1 章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は北青葉台自治会と称し、事務所は会長宅に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と団結をもち、特定の政党、思想的イデオロギーおよび特定の宗教を支持または共鳴することなくして、治安の維持、災害への防備、生活条件の改善、環境の浄化ならびに文化的経済的生活の維持および向上等、社会教育活動を通じ安全で安心できる平和な居住地をつくることを目的とする。

第 2 章 会 員

(組 織)

第 3 条 期間の長・短に拘らず北青葉台に居住する人及び北青葉台に店舗、施設を保有して営業活動などの業務を行っている人の中で第2条の目的に賛同する人をもって組織する。

ただし、一戸の居住者全員をもって一会員とみなす。

(入会日)

第 4 条 北青葉台に引越して来た日及び営業活動などを開始した日から自治会に加入することができる。

(退会日)

第 5 条 転居、死亡又は営業休止、廃業などのため転出した日をもって退会するものとする。

(平等の原則)

第 6 条 会員は思想、信条、宗教、性別、職業、年令、社会的身分および職務上の地位等によって差別されることなく、各々平等の権利義務を有するものとする。

(会 費)

第 7 条 (1) 会員は会費として、一戸あたり毎月500円を納入するものとする。

(防犯灯費、弔慰金、災害見舞金を含む。)

(2) 入会日が16日以降の場合は当月の会費を免除する。また、退会日が15日以前の場合は当月の会費を免除し、既納の会費は返金する。

(3) 会費の変更は代議員会で決定する。

第 3 章 役 員 お よ び 代 議 員

(役員の数および選任)

第 8 条 (1) 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 1 名
- ③ 会 計 2 名
- ④ 専門委員会委員長 7 名

(2) 会長・副会長・会計(2名)・総務委員長を5役とする。

(3) 本会に会計監査2名を置く。

(4) 本会に顧問若干名を置くことができ、代議員会の同意を得て会長が委嘱する。

第 9 条 (1) 5 役は代議員の互選 または 代議員に限らず自治会員からの選出による。

代議員以外から役員が選出された場合、代議員の任務は負わないものとする。

(2) 専門委員会の委員長、副委員長の選出は、所属委員の互選による。但し、
総務委員長を除く。

(3) 会計監査、顧問は代議員以外の会員中から、代議員会の同意を得て会長が委
嘱する。

(役員の仕事)

第 10 条 (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、また会長の職務を代行する。

(3) 会計は予算、決算等の会計業務を担当するほか経理書類、預金証書等保管の任
にあたる。

(4) 委員長は会長の命を受けて専門委員会の業務を統括する。副委員長はこれを補
佐する。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は一年とする。

但し、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

役員は再任されることができる。

(代議員)

第 12 条 (1) 代議員の基本的な定数は 37 名とし、ブロックごとに 1 名選出する。

役員が再任された場合及び代議員以外から役員が選出された場合は、代議員の定
数に追加する。

(2) 代議員の選出方法は別に定める内規の統一基準による。

(3) 代議員は代議員会に出席するとともに、受持区域および専門委員会における業
務を分掌する。

(4) 代議員の仕事は一年とし、欠員を生じた場合は補充する。その仕事は前任者の
残任期間とする。

第 4 章 自 治 会 運 営

自治会の運営は代議員会、役員会および専門委員会で行う。

【代議員会】

第 1 3 条 (1) 代議員会は最高の議決機関であり、各ブロックの代議員および役員で構成する。

(2) 代議員代理者の代議員会出席および議決権はこれを認める。

(3) 委任状による出席は認めない。

(4) 会長は必要に応じて顧問および会計監査の出席を求めることができる。

(代議員会の種類)

第 1 4 条 (1) 本自治会の代議員会は定例会および臨時会の 2 種とする。

(2) 定例会は毎月 1 回開催する。

(3) 臨時会は次に掲げる場合に開催する。

① 役員会において必要と認めたとき。

② 専門委員から開催の要求があったとき。

③ 代議員の 1/3 または会員 1/5 以上から会議の目的あるいは招集の理由を記載した書面を会長に提出して、代議員会の招集を請求したとき。

(代議員会の招集)

第 1 5 条 代議員会は会長が招集する。

前条第 3 項 3 号に掲げる場合は、会長は請求のあった日から 1 0 日以内に代議員会を招集しなければならない。

(議決事項)

第 1 6 条 代議員会は次の事項を審議し議決する。

① 会則および自治会館管理規則、自主防災会規約の改廃

② 役員会の信任および解任

③ 行事計画および収支予算

④ 行事報告および収支報告

⑤ 専門委員会の設置および改廃

⑥ 専門委員会の報告事項

⑦ その他、役員会で必要と決めた事項

(代議員会の議長)

第 1 7 条 代議員会の議長は会長とする。

(議 決 権)

第 1 8 条 代議員および役員は代議員会において各一個の議決権を有する。

(議決方法)

第 1 9 条 代議員会は構成員の 1/2 以上に当る出席をもって成立し、議決は出席議決権者の 1/2 以上の賛成で決定し、賛否同数の場合は議長が決する。

(議 事 録)

第 2 0 条 下記事項を記載した議事録を作成し、回覧などで会員に周知する。

① 代議員会の日時場所

② 議案

- ③ 出席人員と必要な場合は出席者名
- ④ 議案の審議経過と概要および結果
- ⑤ 会員の稼働状況、会員からの要望事項等

【役員会】

- 第21条 (1) 役員会は第8条(1)の役員をもって構成し、会の目的達成のために必要な業務の企画立案にあたるものとする。
- (2) 会長は必要に応じて顧問および会計監査の出席を求めることができる。
 - (3) 役員会は必要に応じて会長が招集する。
 - (4) 役員会の議長は会長とし、議題は会長と総務委員長が作成する。
 - (5) 役員会は 2/3 以上の出席をもって成立し、議決は出席役員の 1/2 以上の賛成で決定する。賛否同数の場合は議長が決する。

(議事録)

- 第22条 下記事項を記載した議事録を作成し保管する。
- ① 役員会の開催日時・場所・議案・出席人員または氏名
 - ② 議案の審議経過と概要および結果
 - ③ 会員の稼働状況その他必要事項

【専門委員会】

- 第23条 (1) 本会に次の専門委員会を設置し、それぞれ業務を分掌する。
- 総務委員会
 - 福祉委員会
 - 青少年育成委員会
 - 保健衛生委員会
 - 防犯・交通委員会
 - 環境整備委員会
 - 自主防災委員会
- (2) 代議員はいずれか一つの専門委員会に属し、分掌した業務の執行にあたる。
 - (3) 専門委員は会長が委嘱し、代議員会の承認を得るものとする。

(専門委員会の議事)

- 第24条 (1) 専門委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となって議事を行う。
- (2) 委員長は必要に応じて、委員会に役員および顧問の出席を求めることができる。
 - (3) 委員会は構成員の 2/3 以上の出席をもって成立し、議決は出席構成員の 1/2 以上の賛成で決定する。賛否同数の場合は議長が決する。
 - (4) 委員長は、委員会での議事の経過および結果を、毎月1回代議員会で報告し、承認を得なければならない。

第 5 章 行 事・会 計

(行事・会計年度)

第 25 条 本会の行事・会計年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月 28 (閏年は 29 日) までとする。(H21改定)

会計は一般会計と特別会計の 2 種類とする。

- (1) 一般会計は健全な自治会活動を運営するため諸経費を計上し、会の円滑化を図る。なお、一般会計にかかる歳出入については、当該年度の会計(収入)及び会計(支出)担当者が、当該担当者の名義及び住所でおこなう。
- (2) 特別会計は将来の自治会館の増改築、または新築のための資金および会員の緊急災害時の対処資金とする。
- (3) 会の経費は会費、市からの助成金による収入金およびその他をもって支弁する。

(行事の方法)

第 26 条 本会の行事については役員会で決めるほか代議員会で最終決定する。

(行事計画および予算)

第 27 条 行事計画および収支予算は、毎年度開始前に行事計画を役員会で、予算は会計が作成し役員会および代議員会で承認を得なければならない。

(事業・会計報告)

第 28 条 会長および会計は、行事・会計年度終了後 1 ヶ月以内に次に掲げる書類を作成し、会計監査を受け代議員会に報告しなければならない。

- ① 事業報告
- ② 収支決算書(9 月末は上半期収支決算書が必要)
- ③ 財産目録(自治会館および主な備品等)

(会計監査)

第 29 条 会計監査は毎年 9 月末(上半期収支決算)と毎年度末に資産および経理関係全般について適切な会計処理が行われているかを監査する。

第 6 章 災害時の見舞金 と 弔慰金

第 30 条 会員が自治会活動中に事故や災難に遭遇した場合および自然災害や火災などの災害に遭った場合は、会長、副会長で協議のうえ、見舞金を贈呈することができる。但し、役員会、代議員会に事後の報告をしなければならない。

第 31 条 会員または同居の家族が死亡された場合は、会長または副会長か総務委員長が自治会代表として葬儀に参列し、弔旗(自治会旗)と、弔慰金として 10,000 円をお供えする。(詳細については代議員業務を参照する)
なお、災害に遭われた場合および葬儀には、該当ブロックを中心に、会員は積極的にお世話する。

第 7 章 そ の 他

第 3 2 条 財産目録に計上した資産は会長が管理し、運用および廃棄については役員会・代議員会の承認を得なければならない。

第 3 3 条 代議員会で承認された会には自治会より助成金を交付する。
但し、交付により各会の運営内容まで拘束しない。

(会則の変更)

第 3 4 条 会則および自治会館管理運営利用規則、自主防災規約の変更は、代議員会において出席代議員および役員の 1/2 以上の賛成で決定し、賛否同数の場合は議長が決する。

付 則 この規約は令和 5 年 3 月 1 日より施行する。

第 8 条 2 項として 5 役の定義を追加

第 9 条 1 項 第 8 条 2 項の追加に基づき文言変更

また、5 役の選出方法を追加

第 12 条 1 項 定数の規定に関して追加

第 21 条 3 項 役員会開催に関する規定を変更

その他 誤記・文言修正

北青葉台自治会会則「内規」

平成30年1月7日改定

代議員選出に当たっての統一基準

- ① 代議員数は1ブロック1名とする。
- ② 新規の入会者は入居後、1年間は代議員業務を免除するものとする。
- ③ 代議員選出の順序並びに下記④項の各条件に適合するか否かの認定に当たっては、各ブロック内の調整によるものとする。
- ④ 代議員免除条件
次の条件に該当する場合は代議員業務を免除する。(平成28年6月5日改訂)
 - (イ) 転入、もしくは、自治会に加入した年度
 - (ロ) 世帯者全員が80歳以上。立候補者についてはその限りではない
 - (ハ) 病気、怪我による長期入院、療養で、家を離れている方
 - (ニ) その他特別な理由があり代議員・自治会に免除を申請し、承認を受けた方
- ⑤ 上記(ハ)、(ニ)で状況が改善され、業務が可能となった時は、代議員に報告し、次年度より輪番表に加わるものとする。
- ⑥ 上記いずれに該当する場合も、会費を納入するものとする。

北青葉台自治会会則

平成 30 年 2 月 20 日 追記

交通費支給について

- 1.自治会役員および代議員・顧問が自治会に関係する役務のための移動手段としての交通費を支給する。尚、その任務の任期が複数年の場合も支給対象とする。
- 2.交通費支給にあたっては、別に定めた様式（支払依頼書）によるものとする。
- 3.交通費は公共交通機関（電車・バス）の運賃とし、タクシー代は除外とする。
また、同日に複数ヶ所役務があった場合でも使用した電車・バス運賃は支給する。
- 4.自家用自動車または単車を移動手段として使用した場合はガソリン代として1回 300 円を支給する。尚、同日に複数ヶ所役務があっても1回としてカウントする。
また、駐車場代が発生したら駐車場代を支給する。複数ヶ所駐車場代が発生した場合も支給する。
- 5.活動費の請求者は各委員長に支払依頼書を提出し、委員長は代議員会当日に会計より支払を受ける。
尚、活動費の請求および支払日は毎月の代議員会当日とし、間に合わない時は翌月まわしとする。
- 6.次に掲げる自治会活動範囲内は活動費の支給対象外とする。
 - ①北青葉台住宅地内
 - ②石仏小学校区内
 - ③加賀田中学校区内